

平成 30 年 10 月 15 日

日本銀行

## 日＝インドネシア間の 二国間通貨スワップ取極の改正

日本国財務大臣の代理人たる日本銀行とインドネシア中央銀行は、締結中の第 3 次二国間通貨スワップ取極を改正し、改正第 3 次取極が 10 月 14 日に発効した。今回の改正によって、インドネシアは自国通貨（インドネシア・ルピア）を米ドルに加えて日本円とも交換することが可能となった。交換上限額は変更なく、227.6 億米ドル相当である。

日本及びインドネシア当局は、こうした金融協力の強化が金融市場の安定の確保に貢献するとともに、中期的に日本円を含むアジア通貨の使用を促し、さらには拡大する両国間の経済・貿易関係を一層発展させることを期待する。

以 上